

令和7年度障害のある学生への支援状況について

1 障害のある学生への支援に関する基本方針（別紙1）

2 施設バリアフリー対応状況（別紙2）

3 学生に対する支援例（別紙3）

4 合理的配慮の提供を受けた学生数（令和6年度中）

視覚障害	0
聴覚障害	0
肢体不自由	0
精神障害	3
発達障害	2
病弱・虚弱	1
その他	0

障害のある学生への支援に関する基本方針

令和6年2月7日

学長裁定

1 趣旨

この基本方針（以下「方針」という。）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」第11条第1項に基づき定められた「文部科学省所管事業における障害を理由とする差別の解消の促進に関する対応指針」（平成27年文部科学省告示第180号）に則り、共栄大学（以下「本学」という。）の教育理念に基づき障害のある学生への支援方針について定める。

2 基本方針

（1）修学機会の確保

障害のある学生が、他の学生と同等の教育を受けることができるように、教育の質を維持しながら修学機会の確保に努める。

（2）情報の公開

在籍する学生および本学へ入学を希望する学生に対して、方針に則り本学の受入れ姿勢等を示すとともに、広く情報の公開に努める。

（3）修学上の支援内容の決定

学生本人または保証人からの要請に基づき、支援内容の検討を開始する。支援内容は、学生本人の希望を聞いたうえで、他の学生と同等に授業等の教育活動に参加できるように、本学関係者との共通理解のうえで支援内容を決定し、必要に応じて両者合意のもとで支援内容を見直す。

（4）教育方法等

障害のある学生の教育方法等については、必要な情報保障、授業等におけるコミュニケーション上の配慮、そして試験や成績評価における公平性を担保する。学生が授業に参加する権利を保証し、必要かつ合理的な配慮の提供に努める。

（5）支援体制

障害のある学生の支援については、学長のリーダーシップのもと、全教職員が方針に則り責任をもって対応する。

（6）修学環境（施設・設備等）の整備

障害のある学生が、安全かつ円滑に本学での教育研究活動に参加できるよう、障害のある学生一人ひとりの声に耳を傾け、学内のバリアフリー化や修学環境の整備に努める。

（7）障害への理解促進

他の学生や教職員がさまざまな障害への理解を深め、より適切な対応ができるように、研修会等を通じた理解の促進に努める。

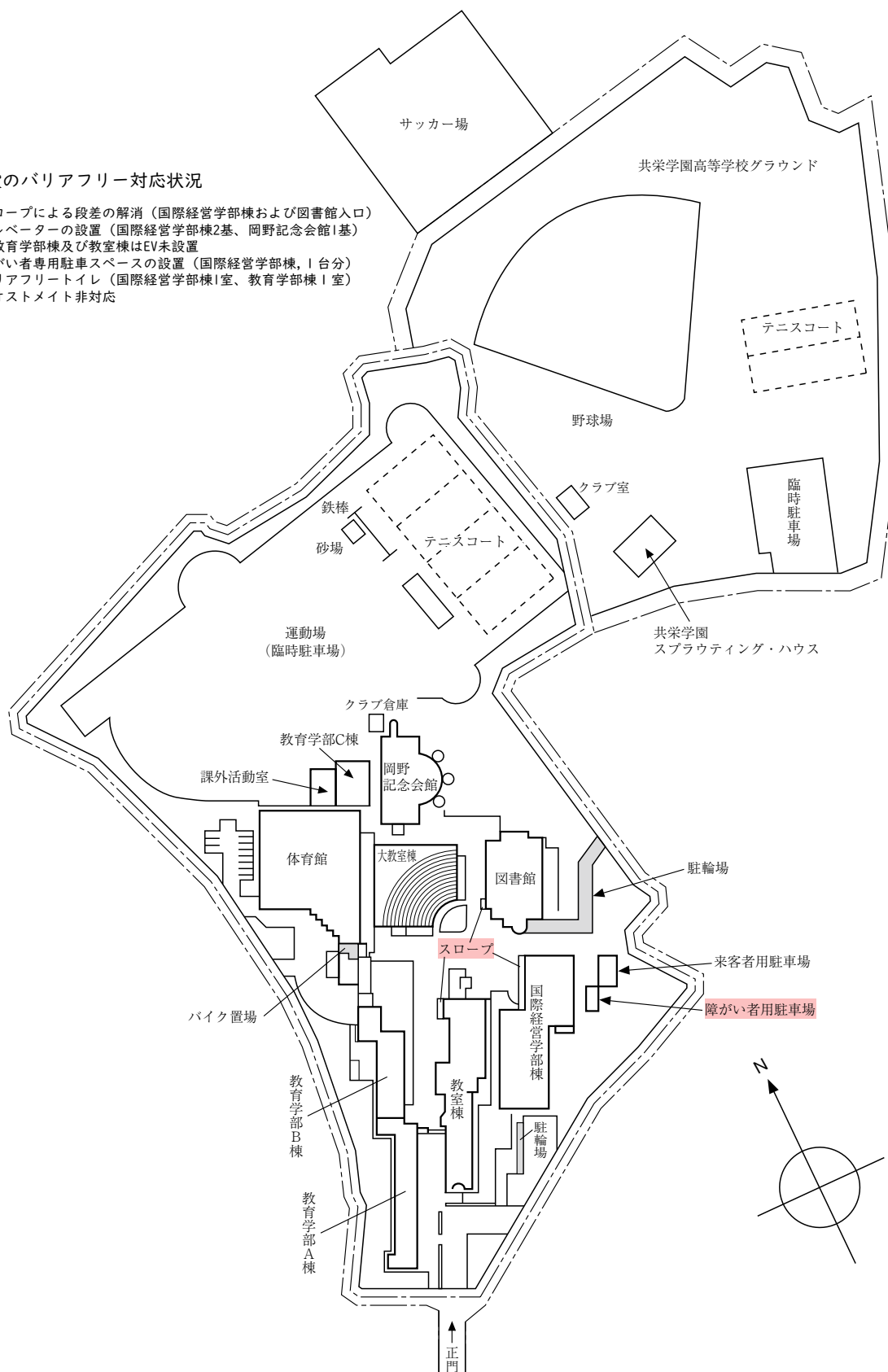
3 改廃

この基本方針の改廃は、学長が行うものとする。

学内施設配置図

施設のバリアフリー対応状況

- ・スロープによる段差の解消（国際経営学部棟および図書館入口）
- ・エレベーターの設置（国際経営学部棟2基、岡野記念会館1基）
- ・＊教育学部棟及び教室棟はEV未設置
- ・障がい者専用駐車スペースの設置（国際経営学部棟、1台分）
- ・バリアフリートイレ（国際経営学部棟1室、教育学部棟1室）
- ・＊オストメイト非対応



大学における合理的配慮の具体的事例について

① 視覚障害（弱視）のある学生への支援

解答用紙等の原稿用紙の罫線やマス目が見やすいか、マスの大きさが十分か等について学生と担当者で話し合いを行う。拡大文字の提供を行う。

② 聴覚障害（軽度）のある学生への支援

音声聞き取りやすいか等確認を行う。また、視覚情報を授業で提示できるようにする。その際には、UDトーク等のアプリの活用を促す。

③ 肢体不自由（車いす利用）の学生への支援

車いすの貸し出し、スロープ場所の確認、エレベーターを優先的に使用できるようにする。また、介助者の提供の要望についても確認する。

④ 病弱・身体虚弱体質の学生への支援（例 てんかん等）

医務室との連携のもと、発作に遭遇したら体を横に向け、顔を横に向けて、気道閉塞を起こさないなどの対応を取る。周囲には冷静に対応するよう共通理解を図る（ゆすらない・騒がない）。

⑤ 発達障害のある学生への支援（例 自閉スペクトラム症等）

見通しが持てるような言葉をかけたり、視覚情報を活用・提示したりする。また、抽象的な言葉や比喩は用いずに、正確で具体的な表現で話をする。

*なお、合理的配慮を受けている学生に対して誹謗中傷などの人権侵害を行った学生については個別に指導し、改善が見られない場合には処分を科すこともある。

本学では、「障害のある学生に関する基本方針」に基づき、申し出があった障害のある学生の実態を把握し、合理的配慮については個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じて検討します。また、検討後、本学のリソースを含めて提供できる支援が難しい等、判断した場合には、障害のある学生にその理由を説明し、理解を得るように努め、他の実現可能な措置を提案します。ただし、合理的配慮は学生間の機会平等を実現するものです。大学教育の本質を変更するものではありません。そのため、合理的配慮が適切なものであるか、過度な負担にあたるか、本来の業務に不随するか、事柄の本質（ディプロマ・ポリシー・カリキュラム・ポリシー）を変更してしまうか、などを主体的・抽象的・一面的に判断するのではなく、保健管理センター部署（バリアフリー推進室）にて客観的・具体的・総合的に判断します。その検討を踏まえて授業等に関わる各教職員が個別に対応を実施していきます。

ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

